

國家戰略特區：外國人民宿服務（東京都大田區） （中文翻譯）

民宿條例和規定：

1. 室內面積須達 25m² 以上
2. 出入口或者窗口需要有鑰。
3. 除了門口和窗戶，客廳和其他房間，走廊等，需要以牆壁相隔
4. 需要有適當的通風，採光，照明，防潮濕，排水的設備
5. 需要有廚房、浴室、廁所等設施
6. 需要有床，桌子，椅子，儲物家具，煮飯和清潔的設備。
7. 必須提供一個乾淨的房間
8. 必需提供其他語言的房間設施指南，緊急重要情報和資料
9. 根據條例和規則，游客的住宿期間為 6 晚 7 天以上。

詳情可以參考以下網頁

https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/kokkasenryakutokku/ota_tokkuminpaku.html

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（特区民泊）

主な認定要件

- 賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき使用させるものであること。
- 施設の居室の要件等
 - ・ 一居室の床面積 25 平方メートル以上であること。
 - ・ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。
 - ・ 出入口及び窓を除き、居室と他の居室、廊下等との境は、壁造りであること。
 - ・ 適当な換気、採光、照明、防湿、排水、暖房及び冷房の設備を有すること。
 - ・ 台所、浴室、便所及び洗面設備を有すること。
 - ・ 寝具、テーブル、椅子、収納家具、調理のために必要な器具又は設備及び清掃のために必要な器具を有すること。
 - ・ 施設の使用の開始時に清潔な居室を提供すること。
 - ・ 施設の使用方法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供すること。
- 当該事業の一部が旅館業法 第二条第一項 に規定する旅館業に該当するものであること。
- 滞在期間が 6 泊 7 日以上であること。
- 建築基準法上「ホテル・旅館」が建築可能な用途地域であること。

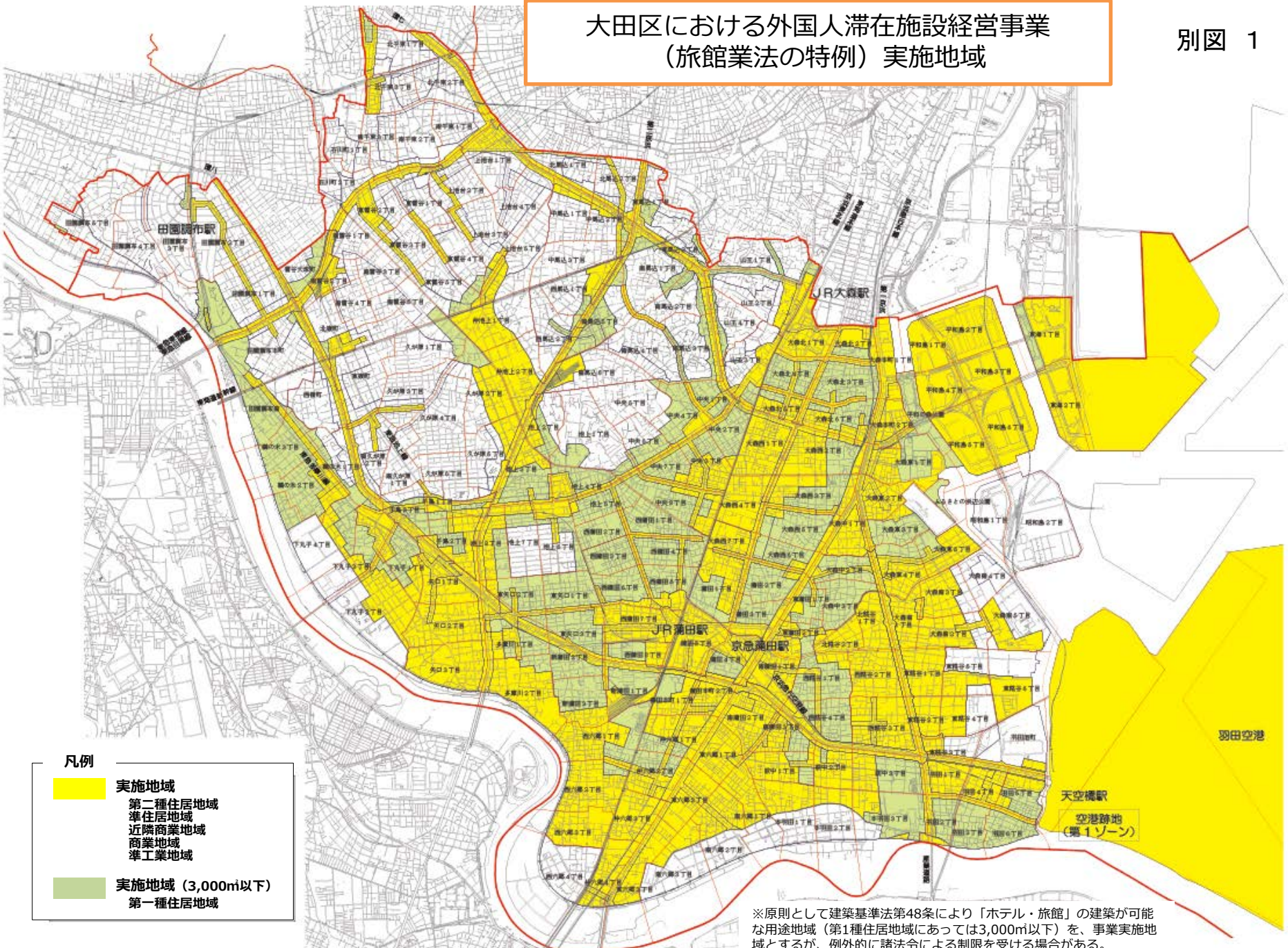
大田区における外国人滞在施設経営事業（旅館業法の特例）実施地域

大田区における国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の実施地域は、既存の都市環境、住環境保全の観点から、建築基準法第 48 条により「ホテル・旅館」の建築が可能な用途地域（第 1 種住居地域にあっては 3,000 平方メートル以下）とします。
実施地域：第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、第一種住居地域（3,000 平方メートル以下）

https://www.city.ota.tokyo.jp/kusei_joho/kokkasenryakutokku/ota_tokkuminpaku.html

大田区における外国人滞在施設経営事業 (旅館業法の特例) 実施地域

別図 1



- 凡例**
- 実施地域**
 第二種住居地域
 準住居地域
 近隣商業地域
 商業地域
 準工業地域
 - 実施地域 (3,000m以下)**
 第一種住居地域

※原則として建築基準法第48条により「ホテル・旅館」の建築が可能な用途地域(第一種住居地域にあっては3,000m以下)を、事業実施地域とするが、例外的に諸法令による制限を受ける場合がある。